

人・農地プランが地域計画として法定化されました

令和5年4月1日に施行されました農業経営基盤強化促進法の改正により「人・農地プラン」が「地域計画」へと名称を変えて同法に位置付けられました。

ただし、名称は変わっても方向性は変わりません。大きな違いとしては、「地域計画」では、新たに10年後に目指す地域の農地利用に係る「目標地図」を作成する必要があります。農業委員会では、この目標地図の素案を作成することになりますので、これまで以上に農地所有者等の意向把握に努めることが大切となります。

なお、計画の作成期間は、令和5年度からの2年間とされています。(令和7年3月末まで)



人・農地プラン

- ・ 中心経営体（担い手）に農地を集積していく将来方針

地域計画

- ・ 地域農業の将来の在り方の計画
- ・ 農業を担う者（担い手＋多様な経営体＋受託を受けて農作業を行う者）ごとに利用する農地の地図（目標地図）

地域計画を作る意義とメリット

- ① 地域農業の基本方針となり、「地域」が今後どうしたいかという意思表示の機会を持つことができます。
- ② 地域農業の置かれている状況を把握することができ、関係機関と農業者の中で将来の展望や危機意識を共有する機会になります。
- ③ 国の補助事業との関連付けが進みます。

地域計画に関連した補助事業 ※令和5年度では22項目あります。

【主な関連事業】

農地利用効率化等支援交付金、集落営農活性化プロジェクト促進事業、担い手確保・経営強化支援事業、スーパーL資金、農業近代化資金、農地売買等支援事業、経営継承・発展等支援事業、次世代人材投資事業、地域集積協力金、集約化奨励金、強い農業作り総合支援交付金、農地耕作条件改善事業 など

農地に関するよくある質問



農地の取得（3条申請）や転用申請（4・5条申請）はいつまでにしたらよいですか？



各種申請書の提出は、毎月月末を締め切りとしています。

農地法の規定による許可申請は、毎月25日（25日が休日の場合はその前後の開庁日）に開催する総会で審議します。

申請に基づき、書類の審査や現地確認調査も行いますので、申請書提出は毎月月末締め切りでお願いしています。月末までに提出された申請は、翌月25日の総会で審議されることとなります。（月末が休日の場合は、直前の開庁日が締め切りです。）

全国農業新聞を購読してみませんか！

◆週刊 月4回金曜日発行

◆月額700円(税込)

購読申し込みは、お近くの農業委員・推進委員または農業委員会へお気軽にご連絡ください。



農用地あっせん情報

令和5年7月25日委員会承認

所在	地目		面積(m ²)	希望内容
	登記	現況		
西方字山王迫尻	畑	畑	943	売渡
池田字雀喰	畑	畑	681	売渡
山川福元字磯辺	畑	畑	899	売渡
西方字中寄	畑	畑	671	貸付
池田字百間竿	田	田	759	貸付
西方（垂門地区 畑かん外可）	希望地目：畑		2,000	借受
開聞十町（脇・入野地区 筆数問わず）	希望地目：田		3,000	借受

※農地を買う場合は、認定農業者、認定新規就農者等が優先されます。

※詳しくは、お近くの農業委員、農地利用最適化推進委員又は農業委員会事務局へお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 指宿市農業委員会事務局 TEL 22-2111

内線番号 農地総務係721 振興係723 地域計画係724